

第1	請求の趣旨第2項の請求に対する本案の答弁	9
第2	訴状「第5 被告国に対する差止請求」(27ないし37ページ)に対する 認否	10
1	「1 国の加害行為(原子力発電事業への国の取り組み)」(27ないし35 ページ)について	10
	(1) 「(1) はじめに～原子力発電は国策として進められてきた」(27及び 28ページ)について	10
	(2) 「(2) 国による積極的な原子力推進政策」(28ないし34ページ)に ついて	10
	ア 「ア 国が原子力発電を積極的に導入した」(28及び29ページ)に ついて	10
	イ 「イ 国が立地支援政策を行い原発立地を進めたこと」(29及び30 ページ)について	11
	ウ 「ウ 国が電力会社の利益を保障している」(30及び31ページ)に ついて	11
	エ 「エ 国は核燃料サイクル政策を積極的に推進した」(31ページ)に ついて	12
	オ 「オ 国は放射性廃棄物を引き受けている」(31及び32ページ)に ついて	12
	カ 「カ 国が原子力関連技術の研究・開発を推進している」(32ページ) について	12
	キ 「キ 国が原子力平和利用及び核不拡散コストを負担している」(32 及び33ページ)について	12
	ク 「ク 国が損害賠償リスクを引き受けている」(33ページ)について	12
	ケ 「ケ 国が原発事故の対応コストを負担している」(33及び34ペー	

ジ) について	13
(3) 「(3) 国は3・11事故後も原子力政策を改めようとしな	
い」(34ページ) について	14
(4) 「(4) 小括～国策として原子力推進政策を行った国には原子力発電を中	
止する義務がある」(34及び35ページ) について	14
2 「2 国に対する差止めの法的根拠」(35ないし37ページ) について	14
(1) 「(1)」(35ページ) について	14
(2) 「(2)」(35ないし37ページ) について	14
ア 第1段落について	14
イ 第2段落について	14
ウ 第3段落について	15
エ 第4段落及び第5段落について	15
オ 第6段落について	15
3 「3 小括」(37ページ) について	15
第3 原告らの平成25年(2013年)3月15日付け準備書面9に対する認否	15
1 「1. はじめに」(2ページ) について	15
2 「2. 原子力発電導入の経緯」(4及び5ページ) について	15
(1) 「(1) 時代背景」(4ページ) について	15
(2) 「(2) 原子力発電の登場」(4及び5ページ) について	15
(3) 「(3) 国策として原子力を選択した理由」(5ページ) について	15
3 「3. 原子力関連技術や物資の海外からの導入には国の関与が不可欠であっ	
た」(5及び6ページ) について	16
4 「4. 原子力発電事業には経済的な弱点があり国の関与が不可欠である」(6	
ないし10ページ) について	16

(1) 「(1) 原子力発電事業の経済的な弱点」(6及び7ページ)について	16
(2) 「(2) 原子力発電事業の弱点を補う国の積極的な関与」(7ないし10ページ)について	16
ア 「ア 発電コストが高いという弱点を補う国の政策」(7及び8ページ)について	16
イ 「イ 国が核燃料再処理・廃棄物処理を引き受けている」(8ページ)について	17
ウ 「ウ 高い経営リスクを国が引き受けていること」(8ないし10ページ)について	17
(3) 「(3) 小括」(10ページ)について	19
5 「5. 行政指導ないし事実行為といった非権力的行為の実施によって国は原子力発電所の操業を支配できる」(10ないし12ページ)について	19
(1) 第1段落について	19
(2) 第2段落について	19
(3) 第3段落について	19
(4) 第4段落について	19
ア 第1文について	19
イ 第2文について	20
(5) 第5段落について	20
(6) 第6段落について	20
ア 第1文について	20
イ 第2文について	21
(7) 第7段落について	21
ア 第1文について	21
イ 第2文について	21

(8) 第8段落, 第9段落について	21
6 「6.まとめ」(12ページ)について	21
第4 原告らの平成25年(2013年)5月24日付け準備書面11の7に対する認否	21
1 「第1 はじめに一本項の位置づけ」(2ページ)について	21
2 「第2 原発の『再稼働』で,『非権力的行為』が実際に活用されてきたこと」(2ないし24ページ)について	21
(1) 「1 従来『再稼働』手続について」(2ないし4ページ)について	22
ア 「(1)『再稼働』の意義」(2及び3ページ)について	22
イ 「(2) 定期検査と, 定期事業者検査」(3及び4ページ)について	22
ウ 「(3) 従来(3.11福島第一原発事故以前)の『再稼働』手続」(4ページ)について	22
(2) 「2 3.11福島第一原発事故以後の『非権力的行為』の活用」(4ないし22ページ)について	23
ア 「(1)」(4及び5ページ)について	23
イ 「(2) 3.11後の, 再稼働手続や稼働停止等に関連する出来事」(5ないし8ページ)について	23
ウ 「(3) 再稼働手続の変更」(8ないし11ページ)について	23
エ 「(4) 玄海原発再稼働と九電やらせメール事件」(11ないし17ページ)について	25
オ 「(5) 大飯原発の再稼働」(17ないし21ページ)について	28
カ 「(6) 再稼働と『非権力的行為』に関する総括」(21及び22ページ)について	31
(3) 「3 浜岡原発の運転停止」(22ページ)について	32
ア 「(1)」(22ページ)について	32
イ 「(2) 浜岡原発運転停止の経緯」(22及び23ページ)について	32

ウ	「(3) 考察」(23及び24ページ)について	32
3	「第3 結論」(24ないし28ページ)について	32
(1)	「1 国は原発関連行政において『非権力的行為』を活用し、電力事業者はこれに従ってきた」(24及び25ページ)について	32
ア	「(1)」(24ページ)について	32
イ	「(2)」(24ページ)について	33
ウ	「(3)」ないし「(5)」(24及び25ページ)について	33
エ	「(6)」(25ページ)について	33
オ	「(7)」(25ページ)について	33
カ	「(8)」(25ページ)について	33
(2)	「2 『非権力的行為』の有効性」(25及び26ページ)について	33
(3)	「3」(26及び27ページ)について	33
(4)	「4」(27及び28ページ)について	34
(5)	「5」(28ページ)について	34
第5	本件操業停止行為請求に対する被告国の反論	34
1	従前の主張の整理等	34
2	被告国の主張の要旨(本件操業停止行為請求に係る訴えは不適法であり、仮に適法であるとすると同請求は主張自体失当であること)	35
3	本件操業停止行為請求は公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含む請求であり、これに係る訴えは不適法であること	36
(1)	本件操業停止行為請求は被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為を求めるものであること	36
(2)	行政指導や事実行為は、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為には該当しないこと	36
ア	行政指導について	36
イ	事実行為について	37

ウ まとめ	38
(3) 小括	39
4 本件操業停止行為請求が主張自体失当であることについて	39
(1) 原告らの主張の要旨	39
(2) 原告らが求める行政指導や事実行為によって「規制し、制限をすることができる立場にある」ことを要すること	40
(3) 被告国が行政指導や事実行為によって本件施設の操業を「規制し、制限をすることのできる立場」にあるということとはできないこと	42
(4) 小括	43
5 結論	43
第6 原告らの損害賠償請求に対する反論	44
1 はじめに	44
2 原告らの主張する侵害行為が不特定であること	44
3 原告らの被侵害利益は、不法行為法上、法的保護の対象となる余地がないこと	45
4 結論	47
第7 結語	47

被告国は、本準備書面において、請求の趣旨第2項の請求（本件操業停止行為請求）に対する本案の答弁を予備的に追加し（後記第1）、これまでの原告らの主張のうち同請求に対する反論に必要と認める範囲で認否をした上で（後記第2ないし第4）、行政指導や事実行為によって本件施設の操業停止が可能であるから本件操業停止行為請求は民事訴訟として適法であるとする原告らの主張について、これらの行為によっては法的に被告会社による操業を停止させることができないから、原告らの上記請求が、そのような法的効果を求めるものである以上、結局のところ、公権力の行使を求めるものと解さざるを得ず、同請求に係る訴えは不適法であることを明らかにするとともに、仮にこれが不適法ではないとすると、原告らの指摘する行政指導や事実行為は、被告会社の任意の協力、行為を求めるものにすぎないから、同請求は「規制し、制限をすることのできる立場」にない被告国に対する差止請求となり、主張自体失当であることを明らかにする（後記第5）。

また、被告国は、訴状請求の趣旨第3項の被告国に対する損害賠償請求のうち、本件将来給付請求を除く部分（以下「本件現在給付請求」という。）に対する反論を行う（後記第6）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（本準備書面末尾にそれらをまとめた「略称語句等使用一覧表」を添付する。）。

第1 請求の趣旨第2項の請求に対する本案の答弁

請求の趣旨第2項の請求に係る訴えは、従前主張したとおり不適法であり、速やかに却下されるべきであるが、予備的に、下記のとおり、同請求に対する本案についても答弁する。

記

請求の趣旨第2項の請求を棄却する
との判決を求める。

第2 訴状「第5 被告国に対する差止請求」(27ないし37ページ)に対する認否

1 「1 国の加害行為(原子力発電事業への国の取り組み)」(27ないし35ページ)について

(1) 「(1) はじめに～原子力発電は国策として進められてきた」(27及び28ページ)について

一般論として、被告国が原子力政策を推進してきたこと、原子力発電において原告らが指摘するコストが掛かることは認め、原子力発電が経済的合理性のない事業である旨の主張は争う。

(2) 「(2) 国による積極的な原子力推進政策」(28ないし34ページ)について
ア 「ア 国が原子力発電を積極的に導入した」(28及び29ページ)について

第1段落及び第2段落は、一般論として被告国が原子力政策を推進してきたことは認める。

第3段落は、昭和31年に原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法の一部を改正する法律が施行されたことは認め、その余は争う。

第4段落は、原子力委員会設置法3条において「内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない」と規定されていたこと、原子力委員会が「原子力開発利用長期計画(現在は原子力政策大綱)」をこれまで10回にわたり策定したこと、昭和36年に策定された原子力開発利用長期計画に、「政府は直接資金を投入して研究開発を推進すると同時に、合わせて民間産業がみずからの創意と責任とにおいて行う原子力の開発利用を促進する方策をとる必要があると考える。」、「育成方策」として、「長期低利資金の確保、海外金融機関からの資金導入促進等についての配慮が必要であろう」、「民間企業に対しては、研究費についての一般的な優遇措置だけでなく、開発の初期段階にある原子力産業育成のための税制上の優遇措置をとることが必要であ

る」との各記載があることは認め、その余は争う。

第5段落は、争う。

第6段落及び第7段落は、昭和38年10月26日、日本原子力研究所の動力試験炉で原子力発電に成功したこと、昭和41年7月25日に日本原子力発電株式会社東海原子力発電所が運転を開始したことは認め、その余は否認ないし争う。

イ 「イ 国が立地支援政策を行い原発立地を進めたこと」(29及び30ページ) について

1960年代初頭に東京電力福島第一原子力発電所、敦賀原子力発電所及び美浜原子力発電所の立地が決定したこと、1960年代にいわゆる四大公害訴訟が提起されたこと、原子力発電所の立地計画について、一部に反対があったこと、昭和48年に第一次オイルショック(石油危機)が発生し、石油に代わるエネルギー源として原子力発電の重要性が高まったこと、昭和49年に電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法及び発電用施設周辺地域整備法(いわゆる電源三法)が成立したこと、電源三法は、発電用施設周辺地域の整備や安全対策を始めとする発電施設の設置円滑化のために必要な交付金や補助金を交付する制度を創設し、電源立地を促進するための基盤を整備するものであること、昭和55年(1980年)以降に、36基の実用発電用原子炉の運転が実現したことは認め、その余は争う。

ウ 「ウ 国が電力会社の利益を保障している」(30及び31ページ) について

電事法19条1項の認可申請に対する認可要件の一つとして、同条2項1号において、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」と規定されていることは認め、その余は争う。

エ 「エ 国は核燃料サイクル政策を積極的に推進した」(31ページ)について

一般論として、被告国が原子力政策を推進してきたことは認める。

オ 「オ 国は放射性廃棄物を引き受けている」(31及び32ページ)について

第1段落及び第2段落は認める。

第3段落は、放射性廃棄物が数万年単位で放射線を発生させることは認め、その余は否認ないし争う。

第4段落は争う。

カ 「カ 国が原子力関連技術の研究・開発を推進している」(32ページ)について

日本原子力研究開発機構の平成22年度予算が1790億円であったことは認め、その余は否認ないし争う。

キ 「キ 国が原子力平和利用及び核不拡散コストを負担している」(32及び33ページ)について

第1段落は、一般論として原子力に軍事目的への転用の可能性があることは認め、その余は争う。

第2段落は、昭和32年にIAEA(国際原子力機関)が設立されたこと、被告国がNPT(核兵器不拡散条約)を批准し、青森県六ヶ所村の再処理工場も含めてIAEAの査察を受け入れていることは認め、その余は争う。

第3段落ないし第5段落は、一般論として、原子力発電を行う国は、原子力関連施設・核燃料物質に対する安全性確保のためのコストを負担していること、我が国においても警察や海上保安庁による警備がされていること、被告国が原子力政策を推進してきたことの限度で認め、その余は争う。

ク 「ク 国が損害賠償リスクを引き受けている」(33ページ)について

昭和36年に、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原子力損害賠償法」という。）が成立したこと、同法1条に訴状記載のとおり目的規定があること、同法3条において原子力事業者の無過失・無限責任が定められていること、原子力事業者は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結等、損害賠償措置を講じることが求められていること（同法6条、7条）、「原子力事業者（略）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」には、政府は原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うこととされていること（同法16条）は認め、その余は争う。

ケ 「ケ 国が原発事故の対応コストを負担している」（33及び34ページ）について

(ア) 第1段落について

認める。ただし、原子力災害特別措置法は原子力災害対策特別措置法が正しい。

(イ) 第2段落について

争う。

原子力災害対策特別措置法は、「原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等・・・について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律・・・その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的と」するが（同法1条）、災害の防止のためには、原則的に事故の原因者であり、また事故が発生した施設について熟知している事業者の責任ある対応が必要であるとされている（原子力防災法令研究会編著・原子力災害対策特別措置法解説21、2

2 ページ)。

(3) 「(3) 国は3・11 事故後も原子力政策を改めようとしなない」(34 ページ) について

一般論として、被告国が原子力政策を推進していること、国民の安全を確保することが国の重要な役割であること、平成23年9月13日、第178回国会における野田内閣総理大臣(当時。以下同じ。)の所信表明演説において、訴状記載の内容の発言があったことは認め、その余は争う。

(4) 「(4) 小括～国策として原子力推進政策を行った国には原子力発電を中止する義務がある」(34 及び35 ページ) について
争う。

2 「2 国に対する差止めの法的根拠」(35 ないし37 ページ) について

(1) 「(1)」(35 ページ) について

被告国が原子力発電施設に係る許認可権限を有していること、平成23年5月6日に当時の経済産業大臣が中部電力株式会社浜岡原子力発電所の運転停止を要望したこと、同原子力発電所の原子炉の運転が停止されたことは認め、その余は争う。

(2) 「(2)」(35 ないし37 ページ) について

ア 第1段落について

厚木基地訴訟判決に、訴状に引用されている判示部分があることは認め、その余は否認ないし争う。被告国答弁書(ただし、平成25年2月13日までに提出のもの。以下同じ。)第2の2(3)(13 ページ)及び平成25年9月18日付け準備書面(1)(以下「被告国準備書面(1)という。)第1の2(3)(13, 14 ページ)で主張したとおり、同判決は、国に第三者の行為を規制、制限する権限がありさえすれば、国に対する差止請求を民事上の請求として適法になし得るなどとはしていない。

イ 第2段落について

認める。

ウ 第3段落について

認める。

エ 第4段落及び第5段落について

原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）による改正前の原子炉等規制法に訴状記載の各条項があることは認め、その余は争う。

オ 第6段落について

争う。

3 「3 小括」（37ページ）について

争う。

第3 原告らの平成25年（2013年）3月15日付け準備書面9に対する認否

1 「1. はじめに」（2ページ）について

第1段落は認否の限りではない。

第2段落は被告九州電力が玄海原子力発電所を実質的に所有・管理していないとの趣旨であれば争う。

第3段落ないし第10段落は、一般論として被告国が原子力政策を推進してきたことは認めるが、その余は争う。

第11段落及び第12段落は認否の限りではない。

2 「2. 原子力発電導入の経緯」（4及び5ページ）について

(1) 「(1) 時代背景」（4ページ）について

おおむね認める。

(2) 「(2) 原子力発電の登場」（4及び5ページ）について

第1段落及び第2段落第1文はおおむね認めるが、第2段落第2文は否認ないし争う。

(3) 「(3) 国策として原子力を選択した理由」（5ページ）について

一般論として、被告国が原子力政策を推進してきたこと、原子力発電について技術開発が順調に進めば経済性が向上する見通しがあったこと、核燃料サイクルが実現すればエネルギーの自給自足が可能となること、外貨収支の見地からも原子力発電に期待することは大きな意義があると考えられていたこと、原子力関連技術を習得する過程で国内産業の底上げ効果が期待されたことは認め、その余は争う。

3 「3. 原子力関連技術や物資の海外からの導入には国の関与が不可欠であった」(5及び6ページ)について

第1段落及び第2段落は、原子力関連技術が安全保障上の観点から国際管理されてきたこと、原子力発電事業について、被告国がIAEA等の多数国間協力及び日米間等の二国間協力を積極的に推進していたことは認め、その余は否認ないし争う。

第3段落は、被告国が昭和29年(1954年)に原子力予算を成立させたことは認め、その余は争う。

4 「4. 原子力発電事業には経済的な弱点があり国の関与が不可欠である」(6ないし10ページ)について

(1) 「(1) 原子力発電事業の経済的な弱点」(6及び7ページ)について
争う。

(2) 「(2) 原子力発電事業の弱点を補う国の積極的な関与」(7ないし10ページ)について

ア 「ア 発電コストが高いという弱点を補う国の政策」(7及び8ページ)について

第1段落ないし第3段落は、電気の供給に係る料金その他の供給条件を定める供給約款について、電事法19条1項が経済産業大臣の認可を受けなければならないとし、同条2項1号が認可要件の一つとして、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであるこ

と。」と規定していること、同法上、電気事業は許可制とされ、一般電気事業者として、供給区域を異にする10社が存在することは認め、その余は争う。

第4段落は認否の限りではない。

第5段落は、昭和48年（1973年）には第一次石油危機が生じ、石油に代わるエネルギー源として原子力発電の重要性が高まったこと、原子力発電所の立地計画について、一部に反対があったこと、昭和49年（1974年）にいわゆる電源三法が制定されたこと、電源三法は、発電用施設周辺地域の整備や安全対策を始めとする発電施設の設置円滑化のために必要な交付金や補助金を交付する制度を創設し、電源立地を促進するための基盤を整備するものであることは認め、その余は争う。

第6段落は、1970年代から1990年代半ばにかけて原子力発電施設の設備容量が増加したことは認め、その余は争う。

イ 「イ 国が核燃料再処理・廃棄物処理を引き受けている」（8ページ）
について

原子力発電所を操業させると使用済核燃料を始めとする放射性廃棄物の処理の問題が生ずること、使用済核燃料は長期間にわたる厳重な管理が必要であることは認め、その余は争う。

ウ 「ウ 高い経営リスクを国が引き受けていること」（8ないし10ページ）
について

(ア) 「(ア) 原子力損害賠償法の成立を待って原子力発電所が操業を始めた」（8及び9ページ）について

第1段落は否認ないし争う。原子力損害賠償法は、「原子力発電所事故が発生した場合について、一定の限度額を超える部分について国が電力会社に代わって損害賠償を引き受けることを定めた」ものではなく、同法16条は、「原子力事業者（略）が第三条の規定により損害を賠償

する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」には、政府は原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うことを定めるにすぎない。また、原子力発電所の操業は、原子力損害賠償法の成立を「待つて」開始されたものでもない。

第2段落は否認する。

第3段落は、昭和33年（1958年）と昭和43年（1968年）に締結された日米原子力協定には核燃料や原子力発電所プラントの輸元である外国の政府・メーカーの損害賠償責任を免除する免責規定があったことは認め（なお、現行の昭和63年（1988年）に締結された同協定にはかかる免責規定はない。）、その余は争う。

第4段落は、昭和36年に原子力損害賠償法が成立したこと、原子力事業者は、損害賠償措置として、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結、供託であってその措置により一事業所当たり1200億円を原子力損害の賠償に充てることのできるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの、又はこれらに相当する措置であって文部科学大臣の承認を受けたものを講じることが求められており（同法6条、7条）、また、「原子力事業者（略）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」には、政府は「原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行う」とされていること（同法16条）は認め、その余は争う。

(イ) 「(イ) 原子力発電所事故には国しか対応できないこと」(9及び10ページ) について

第1段落は否認ないし争う。なお、原子力損害賠償法は昭和36年に成立し、原子力事業者は無過失・無限責任を課す旨（同法3条1項）等

を定めている。

第2段落は、平成11年（1999年）にJCO臨界事故が発生し、我が国の原子力発電所事故で初めて周辺住民が避難をしたこと、同年、原子力災害対策特別措置法が制定されたこと、同法において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することから、組織及び機能の全てを挙げて万全の措置を講ずることが責務とされていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

第3段落は、本件事故について、被告国がその組織及び機能の全てを挙げて事故の対応に当たっていることはおおむね認めるが、その余は否認ないし争う。

(3) 「(3) 小括」(10ページ) について

争う。

5 「5. 行政指導ないし事実行為といった非権力的行為の実施によって国は原子力発電所の操業を支配できる」(10ないし12ページ) について

(1) 第1段落について

本件事故を契機として、原子炉等規制法が改正され、原子炉設置許可基準が原子力規制委員会規則で定めるところとされ、同規則が制定されたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

(2) 第2段落について

新潟県中越沖地震の後に、甘利経済産業大臣（当時。以下同じ。）が東京電力に対して安全が確認できるまで柏崎刈羽原子力発電所の運転を見合わせるよう要請したことは認め、その余は争う。

(3) 第3段落について

争う。

(4) 第4段落について

ア 第1文について

平成23年5月6日に菅内閣総理大臣（当時。以下同じ。）が中部電力株式会社に対して、浜岡原子力発電所の運転停止の要請を行ったことは認めるが、その理由については否認する。海江田経済産業大臣（当時。以下同じ。）の談話・声明においても、「浜岡原子力発電所については、耐震安全対策はこれまで適切に講じられてきており、また、技術基準等の法令上の安全基準は満たしている。しかしながら、…苦渋の決断として、『一層の安心』のための措置が必要と判断した。」と述べており、安全対策が不十分とはされていない（乙ロ第1号証）。

イ 第2文について

「この要請には法的根拠がなかったが」の部分は、特定かつ具体的な作用法上の根拠規定がないという限度で認め、その余は争う。その余は、中部電力株式会社が、菅内閣総理大臣の要請を検討して、国が同社の要請する一定の事項を履行することを条件に、一定の期間、「浜岡原子力発電所4、5号機を停止するとともに停止中の3号機の再起動を見送ることを決定した」という限度で認め、その余は争う（乙ロ第2号証）。

(5) 第5段落について

争う。

(6) 第6段落について

ア 第1文について

「当初、国は」から「容認する態度を示していた」の部分については、定期事業者検査（原子力規制委員会設置法による改正前の電事法（以下「旧電事法」という。）55条。現行は原子炉等規制法43条の3の16）及びこれに伴う施設定期検査（旧電事法54条。現行は原子炉等規制法43条の3の15）において、原子炉の停止中でなければ実施することができない検査があるため、事実上の措置として原子炉が一時的に停止されるところ、このような検査の終了後は、再び原子炉を起動し、運転されるとい

うことを想定していたという限度で認め、その余は争う。

「その後、新たに」から「手続きを定めた。」の部分のうち、「地元自治体の同意」は「立地自治体の理解」が正しく、その余はおおむね認める。

イ 第2文について

原子力規制委員会設置法による原子炉等規制法の改正や、同改正後の同法に基づく原子力規制委員会規則の策定作業が進められたことは認め、その余は否認ないし争う。

(7) 第7段落について

ア 第1文について

おおむね認める。ただし、野田内閣総理大臣は正確には「再稼働を容認」ではなく、「再起動すべきというのが私の判断」と発言している（乙ロ第3号証）。

イ 第2文について

大飯発電所の再起動をめぐる暫定的手続（ストレステストの実施、4大臣による安全性に関する判断基準の作成等）が行政指導又は事実行為であることは争わないが、関西電力株式会社が「これに忠実に従った」という原告らの評価は争う。

(8) 第8段落、第9段落について

争う。

6 「6. まとめ」（12ページ）について

争う。

第4 原告らの平成25年（2013年）5月24日付け準備書面11の7に対する認否

1 「第1 はじめに一本項の位置づけ」（2ページ）について

認否の限りでない。

2 「第2 原発の『再稼働』で、『非権力的行為』が実際に活用されてきたこと」（2

ないし24ページ) について

(1) 「1 従来の『再稼働』手続について」(2ないし4ページ) について

ア 「(1) 『再稼働』の意義」(2及び3ページ) について

法令上の用語ではないが、行政実務等において、原子炉の起動を指して「稼働」、そのうち施設定期検査に際して一旦停止した後再度起動することを指して「再稼働」ということがあることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 定期検査と、定期事業者検査」(3及び4ページ) について

(ア) 「ア」(3ページ) について

旧電事法54条に定期検査、同法55条に定期事業者検査の定めがあること、これらが同時期に行われることは認め、その余は争う。

(イ) 「イ 定期検査(電気事業法第54条)」(3ページ) について

おおむね認める。なお、第1段落の定期検査を受けるべき時期については、電気事業法施行規則(ただし、平成24年経済産業省令68号による改正前のもの。以下「旧電事規則」という。)91条に定めがある。

(ウ) 「ウ 定期安全管理検査(電気事業法第55条)」(3及び4ページ) について

(ア)はおおむね認める。ただし、定期事業者検査を行う時期については、旧電事規則94条の2に定めがあり、また、自主点検が事業者に法律上義務付けられたのは、平成14年に行われた電事法改正においてである。

(イ)の第1段落は否認する。定期安全管理審査は、「定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等」について行うこととされている(旧電事法55条5項)。第2段落はおおむね認める。

ウ 「(3) 従来(3.11福島第一原発事故以前)の『再稼働』手続」(4ページ) について

第1段落の第1文及び第2段落は認め、第1段落の第2文は「再稼働」

の意味が原子炉の起動をいうのであれば、否認する。事業者検査（旧電事法55条）及びこれに伴う定期検査（旧電事法54条）の最終項目である総合負荷性能検査を行う際に原子炉を起動させるため、定期検査終了証を交付する以前に、原子炉の起動は行われていた。

(2) 「2 3. 11 福島第一原発事故以後の『非権力的行為』の活用」（4ないし22ページ）について

ア 「(1)」（4及び5ページ）について

第1段落は認め、第2段落及び第3段落は、その詳細が述べられている「(3)」に係る後記ウにおいて認否する。第4段落ないし第6段落は認否の限りでない。

イ 「(2) 3. 11 後の、再稼働手続や稼働停止等に関連する出来事」（5ないし8ページ）について

時系列に記載されている事項については、その詳細が述べられている「(3)」ないし「(5)」に係る後記ウないしオにおいて認否をする。

ウ 「(3) 再稼働手続の変更」（8ないし11ページ）について

柱書きについては認否の限りではない。

(7) 「ア ストレステストの導入」（9及び10ページ）について

a 「(7)」（9ページ）について

おおむね認める。

b 「(イ)」（9及び10ページ）について

(a) 頭書きについては認否の限りでない。

(b) 「i」(9ページ)について

国の原子力安全・保安院が平成23（2011）年3月30日、「福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について」において、緊急安全対策を各電力会社に要請したこと、海江田経済産業大臣が平成23年6月18日に原子力

発電所の再起動についての声明を出したこと（甲C第87号証）、経済産業省の当時の見解及び同大臣の声明の内容が同号証記載のとおりであったことは認め、その余は争う。

(c) 「ii」（9ページ）について

争う。

(d) 「iii」（9ページ）について

第1段落及び第2段落は、菅内閣総理大臣が平成23年7月6日の衆議院予算委員会においてストレステストに関する答弁をしたことは認め、その余は否認ないし争う。菅内閣総理大臣は、ストレステストも含めて原子力発電所に関する新しいルールを検討する旨の発言をしたにすぎず、原告らが引用するような発言はしていない（乙ロ第4号証）。

第3段落は、同年7月5日に菅内閣総理大臣が細野国務大臣（当時。以下同じ。）と相談し、それを受けた細野大臣が、原子力安全委員会（委員長：班目春樹氏）に、ストレステストの実施について主導的な役割を果たしてもらいたいと要請したという趣旨であれば、認める。

(e) 「iv」（9及び10ページ）について

第1段落は、立場の違いによりあつれきが生じた旨の新聞報道があるという限度で認め、その余は争う。

第2段落は争う。

(f) 「(v)」（10ページ）について

第1段落は認め、その余は争う。

(イ) 「イ その後の再稼働手続」（10及び11ページ）について

a 「(7)」（10ページ）について

①ないし④、⑥についておおむね認める（ただし、⑥について議論

がなされたのは平成24年4月3日以降であるため、⑥の手續が同年3月末頃までに決定されていたとする点については否認する。また、①の「再稼働の申請」は意味が不明確であるが、ストレステストに際し、原子炉の起動のための何等かの申請行為がされることはない。⑤は「立地自治体の理解を得る」が正しい。

b 「(イ)」(11ページ)について

①、②、④、⑥の手續が本件事故以降に開始されたことは認め、その余は否認ないし争う。⑤は「立地自治体の理解を得る」が正しい。なお、ストレステストの手續は①ないし④の手續である。

(ウ) 「ウ 小括」(11ページ)について

ストレステストの手續が法令に規定されていないこと、①、②、④、⑥の手續が本件事故以降に開始されたことは認める。⑤は「立地自治体の理解を得る」が正しい。「それらの要求」以下は法的効果をもたらすことのない行政指導又は事実行為に当たるとの限度で認める。その余は争う。

エ 「(4) 玄海原発再稼働と九電やらせメール事件」(11ないし17ページ)について

(ア) 「ア 事件経過の詳細」(11ないし15ページ)について

a 「(ア)」(11及び12ページ)について

海江田経済産業大臣が、緊急安全対策について、「この各社から上がってきました報告書をもとに、私どもは現地調査などを行いまして、そしてこれを検討いたしました。そして、私どもが指示しました報告については、着実に実施されているということを確認いたしました。」と発言した限度で認め、その余は争う。

b 「(イ)」(12ページ)について

認める。

c 「(ウ)」(12ページ)について

第1文及び第3文は認める。第2文についてはその旨の報道があったという限度で認める。

d 「(エ)」(12及び13ページ)について

第1段落は、経済産業省主催の説明会が開催されたことは認め、アクセス及びメールの件数、メールによる意見の内訳については報道された数(甲C第102号証)として認める。第2段落はおおむね認める。第3段落は不知。

e 「(オ)」(13ページ)について

第1段落は認める。第2段落は、海江田経済産業大臣が、玄海町長及び佐賀県知事との各会談において、再起動について理解を求める言動をし、これに対し玄海町長及び佐賀県知事がおおむね訴状に記載された内容の発言をしたことは認め、その余は争う。

f 「(カ)」(13ページ)について

第1段落ないし第3段落は、その旨の報道があったことは認める。第4段落は、平成23年7月5日、海江田経済産業大臣が、菅内閣総理大臣による古川佐賀県知事訪問を菅内閣総理大臣に相談する旨の発言をしたことは認め、その余は争う。

g 「(キ)」(13及び14ページ)について

第1段落は、平成23年7月5日に、菅内閣総理大臣が、細野国務大臣と相談し、それを受けた細野大臣が、原子力安全委員会(委員長:班目春樹氏)に、ストレステストの実施について主導的な役割を果たしてもらいたいと要請し、翌日の予算委員会でその旨発言したという限度で認める。

第2段落は、古川佐賀県知事がストレステストの開始を受け、「政府の方針がふらふらしている以上、これ以上の検討は進められな

い」旨表明し、岸本玄海町長が平成23年7月7日、再起動について一旦留保したいと表明したという趣旨で認め、その余は争う。

h 「(ウ)」(14ページ)について

第1段落については、平成23年7月6日、被告会社の社長が辞意を表明し、謝罪したことは認め、その余は争う。第2段落については、枝野官房長官(当時)が、同月7日に原告ら指摘の発言をしたことは認める。

i 「(ケ)」(14及び15ページ)について

認める。

j 「(コ)」(15ページ)について

枝野経済産業大臣(当時。以下同じ。)が原告ら指摘の発言をしたことは認め、その余は争う。

k 「(サ)」(15ページ)について

(a) 第1段落について

古川佐賀県知事の関与について、被告会社と第三者委員会との間で認識の相違があったことは認め、その余は争う。

(b) 第2段落について

おおむね記載された発言及びやり取りがあったことは認め、その余は争う。

(イ) 「イ 考察」(15ないし17ページ)について

記載された事実は、上記(ア)で認否した「事件経過の詳細」の概要であるため、それに対する認否は、上記(ア)のとおりである。

記載された各行為が「非権力的行為」に当たるとする点は、法的効果をもたらすことのない行政指導又は事実行為に当たるとの趣旨であれば認める。

(ウ) 「ウ 小括」(17ページ)について

争う。

オ 「(5) 大飯原発の再稼働」(17ないし21ページ) について

(ア) 「ア」(17及び18ページ) について

第1文は認める。第2文は否認する。現在は、大飯発電所の3号機・4号機も運転を停止している。

(イ) 「イ」(18及び20ページ) について

a 「(ア)」(18ページ) について

認める。

b 「(イ)」(18ページ) について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。ただし、原子力安全・保安院の審査書は、「大飯発電所3号機及び4号機について、福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても、同原子力発電所事故のような状況にならないことを技術的に確認するとの考え方で評価をしており(乙ロ第5号証)、原子力安全委員会は、同審査書を確認し、大飯発電所3号機及び4号機について、緊急安全対策等の一定の効果が示されたことは一つの重要なステップと考える等の見解を述べたものであり、「妥当」と述べたものではない(乙ロ第6号証)。

第3段落は否認する。

上記のとおりであるから、原子力安全・保安院と原子力安全委員会は、「安全性は確保されていると認定」したわけではない。

c 「(ウ)」(18及び19ページ) について

(a) 第1段落について

第1文及び第2文は認める(ただし、「原細野豪志発事故担当相」とあるのは「細野豪志原発事故担当相」の誤記である。)。第3文は不知。

(b) 第2段落について

平成24年4月6日に国（原子力安全・保安院）が「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」（「暫定基準」）を公表したこと、同月9日に関西電力株式会社が「大飯発電所3，4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策実施計画」を原子力安全・保安院に提出したこと、同日、4回目の内閣総理大臣、経済産業大臣、原発事故担当大臣及び内閣官房長官の四大臣による関係閣僚協議（以下「四大臣会合」という。）が開催されたことは認め、その余は否認ないし争う。四大臣会合では、四大臣において、大飯発電所3・4号機は、上記暫定基準をおおむね満たしているということが確認されたものの、更にいくつかの点について整理・検討する必要があるとの結論に至っている。

(c) 第3段落について

平成24年4月13日に第6回の四大臣会合が開催され、大飯発電所3，4号機は上記暫定基準に適合し、安全性が十分に確保されていることが確認されたこと、再起動の必要性が存在すると判断されたことは認め、その余は争う。

(d) 第4段落について

認める。

d 「(イ)」（19ページ）について

第6回四大臣会合後、枝野経済産業大臣が福井を訪れたこと、平成24年5月14日に全員協議会が開催されたこと、同月30日に細野原発事故担当大臣（当時。以下同じ。）が、経済産業副大臣ら政務三役を現地に常駐させるとしたことは認め、その余は争う。

e 「(オ)」（19ページ）について

平成24年6月4日に西川福井県知事と細野原発事故担当大臣との会談が行われたこと、野田内閣総理大臣が同月8日に記者会見を行い、

国民に対して大飯発電所再起動の必要性を訴えたことは認め、その余は争う。

f 「(カ)」(19及び20ページ)について

(a) 第1段落について

平成24年6月11日、福井県原子力安全専門委員会が同県知事に「原子炉の安全を確保するために必要な対策は確保できているものと評価できる」との記載がある報告書を提出したことは認め、その余は争う。

(b) 第2段落について

認める。

(c) 第3段落について

平成24年6月16日に西川福井県知事と野田内閣総理大臣が首相官邸において会談し、知事の理解が得られたという限度で認め、その余は争う。

g 「(キ)」、「(ク)」(20ページ)について

認める。

(ウ) 「ウ 考察 国の『非権力的行為』活用と、それに対する電力事業者の対応」(20及び21ページ)について

a 「(ア)」(20ページ)について

第1段落の「前記」から「以上」までは、原告ら指摘の①、②、④ないし⑥の各手続が法令で定められた手続でないことは認める。同「これらの」から「である。」までは、原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

第2段落は争う。

b 「(イ)」(20ページ)について

第1段落及び第2段落は、大飯発電所が暫定基準に適合することを

再起動の条件にしたことについては認め、その余は争う。

第3段落は、原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

c 「(ウ)」(20ページ)について

原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

d 「(イ)」(20ページ)について

第1段落の第1文は、前記(イ) dで認否したとおりであり、第2文は争う。

第2段落は、原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

e 「(オ)」(20及び21ページ)について

野田内閣総理大臣が平成24年6月8日に記者会見を行ったことは認め、その余は争う。

(イ) 「エ 小括」(21ページ)について

争う。

カ 「(6) 再稼働と『非権力的行為』に関する総括」(21及び22ページ)について

(ア) 「ア 『非権力的行為』の広い活用」(21ページ)について

原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

(イ) 「イ 『非権力的行為』は電力事業者に対して強い拘束力を有する」(21ページ)について

第3段落についてはおおむね認めるが、その余は争う。

(ウ) 「ウ 『非権力的行為』は、国民の権利保護に有効である」(21及び22ページ)について

争う。なお、第1文につき、原子力規制委員会が策定した新規制基準は、同委員会において議論して策定したものである。

(3) 「3 浜岡原発の運転停止」(22ページ)について

ア 「(1)」(22ページ)について

認否の限りでない。

イ 「(2) 浜岡原発運転停止の経緯」(22及び23ページ)について

おおむね認める。

ウ 「(3) 考察」(23及び24ページ)について

(ア) 「ア 行政の立場」(23ページ)について

第1段落は、おおむね認める。

第2段落及び第3段落は、浜岡原子力発電所の運転停止要請が法的効果をもたらす行為ではないという趣旨であれば認め、その余は争う。

(イ) 「イ 電力事業者の立場」(23及び24ページ)について

第1段落は、中部電力株式会社が、菅内閣総理大臣の要請を検討して、国が同社の要請する一定の事項を履行することを条件に、一定の期間、「浜岡原子力発電所4, 5号機を停止するとともに停止中の3号機の再起動を見送ることを決定した」としたという限度で認め、その余は争う(乙ロ第2号証)。

第2段落は争う。

(ウ) 「ウ 小括」(24ページ)について

争う。

3 「第3 結論」(24ないし28ページ)について

(1) 「1 国は原発関連行政において『非権力的行為』を活用し、電力事業者はこれに従ってきた」(24及び25ページ)について

ア 「(1)」(24ページ)について

第1段落は、菅内閣総理大臣が浜岡原発の運転停止要請を行ったことは

認め、中部電力株式会社が「これに従った」との記載は争う。

第2段落は、原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

イ 「(2)」(24ページ)について

第1段落は否認ないし争う。ストレステストの要請を受けた電力事業者のうち、例えば電源開発株式会社は、その設置する大間原子力発電所が建設途中であるためストレステストを実施しておらず、「全て」の事業者がストレステストの手続を行ったわけではない。

第2段落は、原告らの指摘する行為が法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

ウ 「(3)」ないし「(5)」(24及び25ページ)について

記載された事実については、具体的な日時等が不明であるので、認否できない(ただし、既に認否した事実を指すのであれば、既に認否しているとおりである。)

エ 「(6)」(25ページ)について

争う。

オ 「(7)」(25ページ)について

内閣総理大臣が記者会見を行い、国民に対して大飯発電所再起動の必要性を訴えたことは認め、その余は争う。これが「非権力的行為」とあるという点は、法的効果をもたらす行為ではないという限度で認め、その余は争う。

カ 「(8)」(25ページ)について

第1段落は認め、その余は否認ないし争う。

(2) 「2 『非権力的行為』の有効性」(25及び26ページ)について

争う。

(3) 「3」(26及び27ページ)について

争う。

(4) 「4」(27及び28ページ)について

いわゆるスモン訴訟において東京地方裁判所の可部恒雄裁判長が示した所見(いわゆる「可部所見」)の内容,東京地方裁判所昭和53年8月3日判決の判示内容については認めるが,これらの評価にわたる部分については争う。

(5) 「5」(28ページ)について

争う。

第5 本件操業停止行為請求に対する被告国の反論

1 従前の主張の整理等

被告国は,各答弁書第2の2(5ないし13ページ)及び被告国準備書面(1)第1の2(4ないし14ページ)において,本件操業停止行為請求は,被告会社による本件施設の操業を停止させることを被告国に求めるものであるところ,そのためには原子力規制委員会が原子炉等規制法等により付与された行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動が不可欠なものであるから,公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を必然的に包含しており,民事上の請求としては不適法である旨主張した。

これに対し,原告らは,「被告国は,特別の法令に依拠することなく,行政指導ないしは事実行為という公権力の行使によらない方法によって,原発の操業をコントロールすることができる能力を有して」おり,被告国に対して求めているのは,「原子力政策の変更に伴う行政指導ないしは事実行為の実施による玄海原発の操業停止であって,行政規制権限を行使することによって操業停止を求めているわけではないから,民事訴訟として適法な訴えである」と主張し(原告らの平成24年(2012年)9月18日付け準備書面5(以下,原告らが本訴訟においてこのように番号を付して提出した準備書面については,

原告らの付した番号に従い、単に「原告ら準備書面5」などという。)・3ページ), その後も同様の主張を繰り返している(原告ら準備書面8・3ページ, 原告ら準備書面9・4ページ, 12ページ, 原告ら準備書面11の7・24ページ以下等)。

2 被告国の主張の要旨(本件操業停止行為請求に係る訴えは不適法であり、仮に適法であるとすると同請求は主張自体失当であること)

しかし、このような原告らの主張を踏まえても、後記3のとおり、本件操業停止行為請求は、被告会社による本件施設の操業を停止させるという法的効果を求めるものであるところ、行政指導や事実行為自体は、上記効果をもたらす行為ではなく、被告会社が任意に操業を停止しない場合、被告国としては、判決によって義務付けられた義務を履行するために、行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を余儀なくされるから、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含む請求と解さざるを得ない。よって、同請求に係る訴えが民事訴訟として不適法であることに変わりはない。

他方で、仮に、本件操業停止行為請求が上記のような請求とは解されず、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を何ら含まないものであり、同請求に係る訴え自体が民事訴訟として不適法ではないとすると、後記4のとおり、同請求は、被告国が行政指導ないし事実行為によって本件施設の操業行為を「規制し、制限をすることができる立場」にあることを要するところ、被告国はそのような立場にないから、主張自体失当である。よって、当該請求は理由がない。

以上のとおり、本件操業停止行為請求については、結局のところ、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含む請求と解され、訴えは不適法であるか、仮にこのような趣旨を含まないとすれば主張自体失当であり、いずれにせよ認容される余地のないものといわざるをえない。

以下、詳述する。

3 本件操業停止行為請求は公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含む請求であり、これに係る訴えは不適法であること

(1) 本件操業停止行為請求は被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為を求めるものであること

原告らが、裁判手続を利用し、裁判所による判決をもって紛争の解決を求め、被告国に対し、訴状請求の趣旨第2項において、本件施設を「操業させてはならない」と求めている以上、原告らが、被告国に対し、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果（法的効果）を実現する行為を求めていることは明らかである。

(2) 行政指導や事実行為は、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為には該当しないこと

ア 行政指導について

行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」（行政手続法2条6号）をいい、その内容は、「あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである」（同法32条）。

このように、行政指導は、相手方の任意の協力によって実現されるものとされており、その相手方に対し、強制力をもって義務を課す性質のものではあり得ない。

したがって、被告国が飽くまで行政指導として事業者に対して操業の停止を要請したとしても、それに応じて操業を停止するか否かは、当該行政指導を受けた事業者の任意の協力を得られるか否かにかかるものである。

そして、仮に、行政指導の名の下に、その内容を事実上強制するのであれば、それは行政指導の限度を超え、違法な公権力の行使となり得る（最

高裁判所平成5年2月18日第一小法廷判決・民集47巻2号574ページ)。

原告らは、原子力発電所は実質的には国営であるとして、被告国の影響力を背景として行政指導等によっても操業停止が可能であると主張するようであるが、仮に、原告らの真意が、被告会社に対して、このような影響力による不利益を示唆すること等によって、原子炉の操業の停止を事実上強制することを求めるものであるとすれば、もはやそれは「行政指導」ということはできない。

結局のところ、国が国以外の第三者である事業者に対して原子炉の操業の停止を強制することを適法に行うためには、所定の手続を履践した上で、原子炉等規制法43条の3の20に基づく原子炉の設置許可の取消しや原子炉の運転停止命令、同法43条の3の23に基づく原子炉施設の使用停止等の行政規制権限を発動する方法によらざるを得ない。

したがって、このような強制力を伴う権限の発動を一切行わない前提で、行政指導のみを行っても、それに応じて操業を停止するか否かは、当該行政指導を受けた事業者の任意の判断次第であって、国の行政指導によって、被告会社による本件施設の操業を停止させるという法的効果が得られるものではない。

イ 事実行為について

(7) また、原告らは、前記のとおり「事実行為」によって本件施設を操業させないことを求める旨主張するところ(原告ら準備書面5・3ページ等)、行政指導以外の事実行為として、いかなる行為を想定しているか判然としないものの、旧電事規則93条の3に基づく定期検査終了証(現行は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則53条1項に基づく施設定期検査終了証)を交付しないことを挙げるようである(原告ら準備書面11の7・3, 4, 24, 25ページ)。

しかし、定期検査終了証の交付は、原告らも事実行為であるとしており、行政処分ではなく（大阪高裁平成25年6月28日判決・判例時報2199号3ページ及び大阪地裁平成24年12月20日判決・判例時報2199号8ページ参照）、これを交付しないことで、法的に被告会社に本件施設を操業させないことができるような法的効果を伴うものではない。

(4) また、原告らは、事実行為として、地元への働きかけとか、記者会見とかをやる挙げている（原告ら準備書面11の7・24、25ページ）。

しかし、そもそもこのような法令上の根拠のない事実行為も、被告会社による本件施設の操業を停止させる法的効力を有するものではないことは明らかであり、このような行為をしたとしても、本件施設の操業を停止するかどうかは、飽くまで被告会社の任意の行為にかかるものである。

(5) 以上のとおり、被告国が原告らが指摘するような事実行為をしたとしても、被告会社に操業をさせないという法的効果はないから、当該事実行為自体が、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為には該当しないというべきである。

ウ まとめ

以上によれば、原告らは、請求の趣旨第2項において、被告会社による本件施設の操業を停止させることを求めており、行政指導や事実行為によってこれが実現可能である旨主張しているが、仮にこれらの行為を被告国が被告会社に対して行ったとしても、そもそもそれ自体で被告会社の法的地位等に影響が生じるものではなく、本件施設の操業を停止するか否かは被告会社の判断に委ねられるものであるから、これらの被告国の行為自体が、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為には該当しない。

そうすると、原告らの本件操業停止行為請求が、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を実現する行為を求めるものである以上、結局は、被告会社が任意の判断や裁量の余地なく、操業の停止を義務付けられる、行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を含むものと解さざるを得ない。

そうしてみると、結局、本件操業停止行為請求は、行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を含むものといわざるを得ない。

(3) 小括

よって、本件操業停止行為請求は民事訴訟の訴訟物として適格性を欠いており、同請求に係る訴えは、不適法というべきである。

4 本件操業停止行為請求が主張自体失当であることについて

前記3で述べたとおり、本件操業停止行為請求に係る訴えは不適法と解されるが、仮に、かかる訴え自体が民事訴訟として不適法でないとする、飽くまで行政指導ないし事実行為のみによって、操業を停止させることを求めるその請求は本件施設の操業を「規制し、制限をすることができる立場」にない国に対し、その差止めを求める請求といわざるを得ないから、主張自体失当である。以下、詳述する。

(1) 原告らの主張の要旨

ア 原告らは、厚木基地訴訟最高裁判決を引用し、同判決によれば、国が国以外の第三者の行為を法律上規制・制限する権限を有する場合には、その第三者の行為の差止めを国に対して請求することを認めている旨主張した上、本件においては、原子力基本法、原子炉等規制法、電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺地域整備法等の法律が存在し、原子炉等規制法において、原子炉設置許可等の各種許認可等により原子炉の設置及び運転について規制がされ、原子炉等規制法43条の3の20に基づく原子炉の設置許可の取消しや原子炉の運転停止命令、同法43条の3

の23に基づく原子炉施設の使用停止等の行政規制権限（なお、訴状では、同法33条、36条1項等の表記がなされているが、同各条項は法改正により変更されている。）が被告国に認められていることを根拠として、上記厚木基地訴訟最高裁判決にいう要件を満たすと主張する（訴状35ないし37ページ）。

イ 他方で、原告らは、前記のとおり、本件操業停止行為請求は行政指導ないしは事実行為の実施による操業停止を求めるものである旨主張することに伴い、「国は、規制権限を行使せずとも行政指導ないし事実行為といった非権力的行為によって原子力発電所の操業を支配できる地位」にある旨を主張している（原告ら準備書面11の1・2ページ等）。

ウ しかしながら、以下のとおり、かかる原告らの主張はいずれも失当であり、本件操業停止行為請求が認められることにより被告国が行うことができることが行政指導ないしは事実行為に尽きるとすると、同請求は、被告会社が本件施設を操業する行為を「規制し、制限をすることができる立場」にない国に対する請求といわざるを得ないから、主張自体失当である。

(2) 原告らが求める行政指導や事実行為によって「規制し、制限をすることができる立場にある」ことを要すること

ア 原告らの引用する厚木基地訴訟最高裁判決は、人格権等に基づき、差止めの対象となる行為を行っている者の行為を止めさせるように、第三者である国に求める場合は、国がその行為者に対してその行為を「規制し、制限をすることのできる立場にあることを要する」旨判示する。

同判決が、このように判示した趣旨は、物権的妨害排除ないし予防請求権の相手方は、「現に妨害を生じさせている事実をその支配内に収めている者」、あるいは「現在妨害状態を惹起している者もしくはその妨害状態を除去しうべき地位にある者」であることを要するのと同様であるとされている（大内俊身・最高裁判所判例解説民事篇平成5年度308ページ）。

そこで、第三者である国に対して差止めを求める者の側において、国がその行為を「規制し、制限をすることができる立場にある」こと（以下「規制・制限要件」ということがある。）を主張、立証することを要すると解される。

イ しかるに、本件操業停止行為請求においても、原告らは、本件施設の操業が原告らの人格権及び生存権を侵害していることを理由に、本件施設の操業を停止させる行為を求めるものであり（訴状27, 35ないし37ページ等）、人格権等の侵害に基づく物権的請求権類似の妨害排除請求として許容されるかが問題となる（前記大内・307ページ参照）。

この点、そもそも物権的妨害排除請求権は、占有以外の方法で物権の円満な状態が客観的に妨害されている場合に、その妨害の排除ないし除去を求める請求権とされる（舟橋諄一・法律学全集18 物権法26, 47ページ、我妻栄（有泉亨補訂）・新訂物権法（民法講義Ⅱ）266, 267ページ、好美清光・新版注釈民法(6)物権(1)補訂版199, 200ページ）。そのため、その相手方は、上記のとおり、「現に妨害を生じさせている事実をその支配内に収めている者」あるいは「現在妨害状態を惹起している者もしくはその妨害状態を除去しうべき地位にある者」であることを要するとされる（前掲舟橋48ページ、前掲我妻（有泉）266ページ、前掲好美201ページ）。

このように、相手方が現に妨害状態を生じさせている事実をその支配内に収め、その状態を排除ないし除去することができ、そうすべきであるからこそ、その者に対する妨害の排除を求める請求が認められ得るのである。

ウ そして、上記3で述べたところにもかかわらず、本件操業停止行為請求に、行政処分に当たる規制権限の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨は一切含まれないというのであれば、そのような権限の存在は、厚木基地訴訟最高裁判決のいう「規制し、制限をすることができる立場にある

こと」の根拠にはならないから、このような権限の存在を考慮することなく、飽くまで原告らのいう行政指導や事実行為のみによって被告国が本件施設の操業について「規制し、制限をすることのできる立場」にあるということができるかを検討する必要がある。

(3) 被告国が行政指導や事実行為によって本件施設の操業を「規制し、制限をすることのできる立場」にあるということはできないこと

ア もともと、物権的妨害排除請求の相手方は上記(2)イのとおり、現に妨害状態を生じさせている事実を支配内に収め、妨害状態を除去しうべき地位にある者であることを要するところ、国が人格権等に基づき、差止めの対象とされている行為を行っていない場合、国は妨害状態の原因行為を行っている者ではないから、妨害状態を排除ないし除去することができ、あるいはそうすべきであるとはいえず、本来、上記のような地位にはなく、当該行為の差止請求の相手方となり得ない。

しかるところ、厚木基地訴訟最高裁判決は、物権的妨害排除請求の相手方とするのに必要とされる、現に妨害状態を生じさせている事実を支配内におさめ、妨害状態を除去し得べき地位に相当する場合として、条約や法令の定めに基づき、国が差止めの対象とされる第三者の行為を「規制し、制限をすることのできる立場」にある場合において初めて、国は当該行為の差止請求の相手方となり得る旨判示したと解される(前掲大内・308, 309ページ参照)。

このことは、厚木基地訴訟最高裁判決が、規制・制限要件の当てはめにおいて、同事件で問題となっている米軍基地の飛行場は日米間の「条約及び協定」により米軍に提供されているもので、「協定上、その管理運営の権限」は全て米軍に委ねられており、「関係条約及び国内法令」に、国に同飛行場の管理運営の「権限」を制約し、その活動を制限し得る特段の定めもないから、国に対して当該飛行場における米軍機の離着陸等の差止め

を請求するのは、国に対してその「支配」の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものというべきであると判示していることから明らかである。

また、同判決は「国が米軍に提供した施設の管理運営ないし米軍の活動に対して制約・制限を加えるには、地位協定二五条一項に規定されている協議機関である日米合同委員会による協議を必要とし、右委員会において解決できない場合には、政府間の外交交渉」が考えられたものの、これらの協議や外交交渉において米軍が我が国の意向にどの程度応じる可能性があるかといった事実上の影響力などは考慮するまでもなく、規制・制限要件を満たさないとしていると解されることも上記理解を裏付けるものである（前掲大内・308, 309ページ参照）。

イ これを原告らの主張する行政指導や事実行為についてみると、前記3(2)（36ページ）のとおり、被告会社の任意の協力、行為を求めるにとどまるものであり、何ら本件施設の操業を停止させる法的な効果を伴うものではなく、被告会社が行政指導や事実行為を行ったとしても、これを踏まえて本件操業を停止するか否かは、被告会社の判断によるものであるから、被告国が本件施設の操業を行政指導や事実行為によって「規制し、制限をすることができる」などとは認められないことは明らかである。

ウ したがって、被告国が行政指導や事実行為によって本件施設の操業を「規制し、制限をすることのできる立場」にある旨の原告らの主張は、厚木基地訴訟最高裁判決に鑑み、主張自体失当といわざるを得ない。

(4) 小括

以上のとおり、原告らの本件操業停止行為請求は、人格権に基づく妨害排除請求としてみても、少なくとも被告国に対しかかる請求をするに当たって必要な規制・制限要件を満たさず、主張自体失当である。

5 結論

よって、本件操業停止行為請求については、同請求に係る訴えが不適法であるか、又はその主張自体失当で同請求に理由がないことが明らかであるから、速やかに訴え却下又は請求棄却がされるべきである。

第6 原告らの損害賠償請求に対する反論

1 はじめに

請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち、本件将来給付請求に係る訴えが不適法であることは既に述べたが、その余の部分（本件現在給付請求）については、以下に述べるとおり、不法行為に基づく損害賠償請求であるところ、侵害行為の特定が不十分であるし、この点をおくとしても、原告らの法的利益が侵害されているとはいえないのであって、その請求に理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

以下、詳述する。

2 原告らの主張する侵害行為が不特定であること

原告らの損害賠償請求は、その権利根拠規定（民法上の不法行為か国家賠償法（以下「国賠法」という。）によるものか。また、民法上の不法行為であるとするれば、民法の第何条に基づくものか。）が明示されてないが（以下、民法における不法行為の規定と国家賠償法の規定を併せて「不法行為法」ということがある。）、仮に民法上の不法行為に基づく請求である場合、その要件である「権利又は法律上保護される利益」の侵害（民法709条）の有無は、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様との相関関係において考察されるべきものであること（相関関係説）からすると、原告らとその主張において侵害行為を具体的に特定する必要があるというべきである。

また、国賠法1条1項による請求である場合も、同項にいう「違法」は、公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民の権利ないし利益を侵害した場合に肯定されるものであること（職務行為基準説。

最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ等)からすれば、原告らがその主張において、公務員の職務上の法的義務違反に該当する職務行為を特定する必要があるというべきである。

しかし、原告らの主張をみると、上記の侵害行為又は職務行為として、作為又は不作為のいずれを主張しているのかも、具体的にどのような作為又は不作為を主張しているのかも明確ではなく、侵害行為又は職務行為の特定が不十分であるといわざるを得ない。すなわち、原告らは、「被告国もその稼働を認めようとするとともに、その稼働への援助をしている」(訴状38ページ)として作為を問題とするとも思われる一方で、「被告国が、原発の操業を差し止めないのは違法である」(平成25年2月28日付け主張骨子案5ページ)として、不作為を問題とするとも思われる主張もしている。そして、そのいずれについても、何ら具体的な日時、場所、主体等を明らかにせず、被告国に対する損害賠償請求権の発生の原因となる行為を特定するのに必要な事実を何ら主張していない。

また、仮に、原告らが、不作為による違法(国賠法1条1項の「違法」)又は不作為による注意義務違反(民法上の不法行為709条における「過失」)を主張するのであれば、作為義務(注意義務)を前提に、その義務に違反したことが認められて初めて不作為の違法や注意義務違反が肯定され得るのであるから、原告らにおいて、どの時点において、どのような行為をすべき作為義務(注意義務)が、いかなる根拠に基づいて発生したとするのかを具体的に特定して主張しない限り、主張として不十分であるといわざるを得ない。

3 原告らの被侵害利益は、不法行為法上、法的保護の対象となる余地がないこと

- (1) 原告らの損害賠償請求が民法上の不法行為の規定と国賠法1条1項のいずれに基づくものであるにせよ、その請求が認められるためには、原告らの権

利又は利益が侵害されていることが必要となるところ、原告らは、本件事故の「原因がまだ解明されていないにも関わらず、被告九州電力は原子力発電所を廃止しないまま操業し続け、被告国もその稼働を認めようとするとともに、その稼働への援助をしている。その結果、原告らの人格権、すなわち生命、身体、健康を維持し、快適な生活を営む権利が侵害され、精神的に多大な苦痛を被っている。そして、この権利の侵害は、本件施設の操業が停止されるまで続いていく」と主張していた（訴状38ページ）。

しかし、本件原子炉は、本件平成24年（ワ）第49号事件の提訴前から全機とも、定期事業者検査（旧電事法55条。現行は原子炉等規制法43条の3の16）及び施設定期検査（旧電事法54条。現行は原子炉等規制法43条の3の15）に入るに当たり（1号機については平成23年12月1日以降、2号機については平成23年1月29日以降、3号機については平成22年12月11日以降、4号機については平成23年12月25日以降。乙口第9号証）、運転を停止していた。

しかるところ、原告らは、「原子炉については、操業をしていなくとも、原子炉に核燃料を装填していれば、事故等が発生した場合の危険性に変わりはないし、（中略）使用済核燃料が各原子炉に保管されているだけ、ひいては原子炉が存在することだけでも、原告らの人格権を侵害していることになる」と主張するに至った（平成24年（2012年）11月30日付け請求の趣旨変更申立書2ページ）。

- (2) 原告らの主張は、いずれも単に抽象的に人格権を侵害されて精神的損害を被っていると主張するのみで、多数いる原告らのうち、誰が、具体的にいかなる内容の権利、利益について、どのような態様、程度の侵害を受けたのか等について何ら主張していないものの、上記原告らの主張の内容に鑑みると、結局のところ、原告らは、本件原子炉の存在や運転によって本件原子炉の放射性物質の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱か

されずに生活を送る利益が存在しており、これが侵害されていると主張しているものと解される。

- (3) この点、一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では受忍すべきものであるところ、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである（最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653ページ）。

上記の原告らが主張していると解される利益は、原子炉の一般的、潜在的危険性を前提とした抽象的な恐怖感、不安感から保護されたいというにとどまるものであって、本件施設については、本件事故のような原子力発電所から大量の放射性物質が放出されるような事故は生じたことがないことや、上記(1)（46ページ）のとおり、本件原子炉のうち、2号機、3号機は本件事故以前から、1号機、4号機も本件事故後10か月以内に運転を停止していることも考慮すれば、上記のような恐怖感、不安感については、社会通念上、受忍すべき限度を超えるようなものとはいえないのであって、「人格的利益として法的に保護すべき場合」に当たらないことは明らかである。

4 結論

よって、本件現在給付請求は理由がないことが明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。

第7 結語

以上のとおり、本件操業停止行為請求及び本件将来給付請求に係る訴えは不適

法であるから速やかに却下されるべきであり，仮に本件操業停止行為請求に係る訴えが却下されない場合の同請求及び本件現在給付請求はいずれも理由がないことが明らかであるから，速やかに棄却されるべきである。

以上

略称語句等使用一覧表

番号	略称等	基本用語等	定義等した箇所
1	被告会社	被告九州電力株式会社	準備書面(1) 3ページ
2	本件施設	訴状別紙原子力発電施設目録記載の施設	同上
3	本件操業停止行為請求	本件施設の操業をさせないようにすることを求めるもの	同上
4	本件原子炉	本件施設の原子炉	同上
5	本件将来給付請求	請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日の翌日以後に生じる損害賠償金の支払を求める部分	同上
6	民訴法	民事訴訟法	同上
7	原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	準備書面(1) 4ページ
8	厚木基地訴訟最高裁判決	最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決	準備書面(1) 4ページ
9	電事法	電気事業法	準備書面(1) 6ページ
10	行訴法	行政事件訴訟法	準備書面(1) 12ページ
11	大阪国際空港訴訟大法廷判決	最高裁昭和56年12月16日大法廷判決	準備書面(1) 13ページ
12	東京電力福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	準備書面(1) 15ページ
13	本件事故	東京電力福島第一発電所において放射性物質が環境に放出された事故	準備書面(1) 15ページ
14	本件現在給付請求	訴状請求の趣旨第3項の被告国に対する損害賠償請求のうち、本件将来給付請求を除く部分	準備書面(2) 9ページ
15	原子力損害賠償法	原子力損害の賠償に関する法律	準備書面(2) 13ページ
16	被告国答弁書	平成25年2月13日までに提出のもの	準備書面(2) 14ページ
17	被告国準備書面(1)	被告国平成25年9月18日付け準備書面(1)	同上

18	旧電事法	原子力規制委員会設置法による改正前の電事法	準備書面(2) 20ページ
19	旧電事規則	平成24年経済産業省令68号による改正前の電気事業法施行規則	準備書面(2) 22ページ
20	四大臣会合	内閣総理大臣, 経済産業大臣, 原発事故担当大臣及び内閣官房長官の四大臣による関係閣僚協議	準備書面(2) 29ページ
21	単に「原告ら準備書面5」などという	原告らの平成24年(2012年)9月18日付け準備書面5のように, 原告らが本訴訟において, 番号を付して提出した準備書面	準備書面(2) 35ページ
22	規制・制限要件	その行為を「規制し, 制限をすることができる立場にある」こと	準備書面(2) 41ページ
23	国賠法	国家賠償法	準備書面(2) 44ページ
24	不法行為法	民法における不法行為の規定と国家賠償法の規定	同上